

四半期報告書

(第10期第1四半期)

イー・ギャランティ株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	18
3 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	19
1 【四半期連結財務諸表】	20
2 【その他】	32
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	33

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月13日

【四半期会計期間】 第10期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 イー・ギャランティ株式会社

【英訳名】 e G u a r a n t e e , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江藤公則

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5447-3577(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 執行役員 経営管理部長 馬場豊吉

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5447-3577(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 執行役員 経営管理部長 馬場豊吉

【縦覧に供する場所】 イー・ギャランティ株式会社 大阪支店
(大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号)

イー・ギャランティ株式会社 九州支店
(福岡市博多区博多駅前四丁目1番1号)

イー・ギャランティ株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市西区牛島町六番1号)

株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前第1四半期については、連結子会社が存在しなかったため、四半期連結財務諸表を作成しておらず、四半期財務諸表を作成しております。このため、前第1四半期の提出会社の経営指標等については、当第1四半期の連結経営指標等の次に記載しております。

連結経営指標等

回次	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (千円)	750,594	2,703,318
経常利益 (千円)	136,057	482,957
四半期(当期)純利益 (千円)	76,593	272,118
純資産額 (千円)	2,309,748	2,261,069
総資産額 (千円)	4,118,824	4,348,162
1株当たり純資産額 (円)	94,354.95	92,078.85
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	3,791.74	13,471.19
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	3,783.72	—
自己資本比率 (%)	46.3	42.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△290,120	829,311
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	491,039	△1,069,622
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△26,687	388,808
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	2,388,859	2,214,627
従業員数 (名)	90	80

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

提出会社の経営指標等

回次		第9期 第1四半期 累計(会計)期間
会計期間		自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日
売上高	(千円)	567,253
経常利益	(千円)	87,567
四半期純利益	(千円)	49,063
持分法を適用した場合 の投資利益	(千円)	—
資本金	(千円)	1,048,575
発行済株式総数	(株)	20,200
純資産額	(千円)	1,644,989
総資産額	(千円)	3,116,135
1株当たり純資産額	(円)	81,036.55
1株当たり四半期 純利益	(円)	2,428.89
潜在株式調整後 1株当たり四半期 純利益	(円)	2,415.82
1株当たり配当額	(円)	—
自己資本比率	(%)	52.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	73,535
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△999,171
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—
現金及び現金同等物の 四半期末残高	(千円)	1,140,492
従業員数	(名)	74

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、子会社及び関連会社がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	90
---------	----

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数は就業人員であり、また臨時従業員の総数については従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。
- 3 従業員数が平成21年3月31日現在と比較し、10名増加しておりますが、事業拡大による人員の増加によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	90
---------	----

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数は就業人員であり、また臨時従業員の総数については従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。
- 3 従業員数が平成21年3月31日現在と比較し、10名増加しておりますが、事業拡大による人員の増加によるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の商品別に示すと、次のとおりであります。

商品別	サービス名	金額（千円）	
事業法人向け保証サービス	包括保証	売上高課金方式	118,834
		限度額課金方式	443,337
	個別保証		155,419
	小計		717,591
金融法人向け保証サービス	—	33,003	
合計	—	750,594	

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 第9期第2四半期より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期との対比は記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについては、重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営上の重要な契約等は行われておりません。文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国の金融危機に端を発した世界的な景気低迷の影響を受け、企業業績や雇用環境の悪化など深刻な後退局面が続きました。

一方で、輸出の緩やかな回復や在庫調整の進展、内需の改善などにより生産も上向いていることから、景気は持ち直しつつあるものの、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境を見ますと、企業の法的整理による倒産は増加しており、平成21年6月

における企業の法的倒産件数は1,294件と、平成17年4月以来の最高件数を記録いたしました（帝国データバンク調べ）。特に景気後退の影響を大きく受けた製造業や建設・不動産業界を中心に、依然として倒産件数は高水準にあります。

このような環境下、信用リスク保証サービスは堅調に推移いたしました。景気回復の不透明感や依然として高水準にある倒産件数を背景とした信用リスクの高まりから、当社サービスへの問合せ数は引き続き増加いたしました。一方で、こうした先行き不透明な環境を鑑み、昨年度下期より、引受けるリスクに基づく契約の細分化や、既存リスクの入れ替えを継続的に進め、リスクポートフォリオの優良化を着実にこなってまいりました。加えて、多様な情報入手ルートによる情報収集能力強化を通じた審査精度の向上および審査手法の改善を進めることで、リスク受託の安定化に努めました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間における業績は、売上高750,594千円、営業利益133,926千円、経常利益136,057千円、四半期純利益76,593千円となりました。

なお、平成21年3月期第2四半期より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同期比較は記載しておりません。

商品別の業績は次のとおりであります。

①事業法人向け保証サービス

事業法人向け保証サービスにおいては、各地域・各業態の提携先との関係強化に取り組み、提携先地方銀行に㈱佐賀銀行、㈱南都銀行を加えて34行としたほか、いちよし証券㈱、三井物産インシュアランス㈱といった証券会社や商社等の一般企業との提携を進め、新たなニーズの開拓を図りました。その結果、貸し倒れリスクをヘッジしたい企業のほか、取引先の倒産による自社の資金繰り悪化を懸念する企業からの問合せは引き続き増加いたしました。他方、信用リスクのヘッジ、なかでも新規取引先・新規開拓先との取引にかかる信用リスクをヘッジしたい企業からの問合せも増加いたしました。

以上の結果、当該サービスに係る売上高は、717,591千円となりました。

②金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービスにおいては、金融機関が抱える信用リスクのヘッジニーズに対応すべく、保証債務の保証や手形の保証に取り組むなど、引き続き様々な金融法人に対する営業活動を行いました。

以上の結果、当該サービスに係る売上高は、33,003千円となりました。

(2)財政状態の分析

平成21年3月期第2四半期より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同期比較は記載しておりません。

①資産の部

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて5.3%減少し、4,118,824千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて6.1%減少し、3,500,229千円となりました。これは、現金及び預金が325,767千円減少し、未収入金が115,392千円増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて0.1%減少し、618,595千円となりました。これは、有形固定資産が2,775千円減少したことなどによります。

②負債の部

負債合計は、前連結会計年度末に比べて13.3%減少し、1,809,076千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて13.7%減少し、1,765,961千円となりました。これは、前受金が150,470千円、未払法人税が121,123千円減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて6.2%増加し、43,114千円となりました。これは、役員退職慰労引当金が2,916千円増加したことなどによります。

③純資産の部

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて2.2%増加し、2,309,748千円となりました。これは、利益剰余金が45,977千円増加したことなどによります。

(3)キャッシュ・フローの状況

平成21年3月期第2四半期より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同期比較は記載しておりません。

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末と比べ174,232千円増加し、2,388,859千円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果減少した資金は、290,120千円となりました。主な減少要因は、法人税等の支払額180,251千円及び前受金の減少150,470千円であります。一方、主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益136,057千円及び前払費用の減少19,114千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果増加した資金は、491,039千円となりました。主な増加要因は、定期預金の純減少額500,000千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は、26,687千円となりました。主な減少要因は、配当金の支払額26,393千円であります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5)研究開発活動

該当事項はありません。

(6)経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境としては、わが国や欧米各国での経済対策、金融安定化策等の効果により景気回復の兆しが一部で見られるものの、景気の先行きは不透明な状況が続いております。とりわけ中堅企業・中小企業を取り巻く環境の厳しさを鑑みると、企業倒産件数は今後も高水準で推移すると見込まれます。

こうした見通しのもと、当社グループは引き続き経済環境の変化を見極めつつ、リスクポートフォリオの優良化に取り組んでまいります。一方、債権・手形等の資金化ニーズ、資金繰り悪化を回避するニーズ、取引安定化ニーズ等の多様なニーズに応える商品の開発力を強化します。また、審査能力の向上によるリスクに見合った適切な料率設定を通じ、低リスクには低コストでのリスク受託を行なうなど、保有するリスクが比較的低い顧客層の開拓を進め、信用リスク市場の拡大に努めます。さらに、既存チャネルとの関係強化に重点的に取り組み、顧客ニーズの発掘と新規顧客数の増加を図ります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,200
計	39,200

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,200	20,200	ジャスダック証券取引所	当社は単元株式数を定めておりません。
計	20,200	20,200	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成18年10月31日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	536
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	536(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年11月1日～平成26年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180,000 資本組入額 90,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株式の数の調整

本新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができる。

2 払込金額の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使に伴うものを除く）を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はその条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

- ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
- ② 取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
- ③ 定年により、従業員が退職する場合
- ④ 任期中で、取締役を退任した場合
- ⑤ 従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) 1年間に権利行使できる新株予約権の個数は、以下のとおりとする。ただし、1年間に行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/2（役員は1/3）を上限とする。なお、所定の割当個数が10個以下であるときはこの限りでない。

(役員)

- ① 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- ② 平成22年11月1日から平成23年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- ③ 平成23年11月1日から平成26年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(従業員)

- ① 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- ② 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

- ③ 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- (4) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

②平成19年9月25日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	190
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日～平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 186,000 資本組入額 93,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。
当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{1株当たり払込金額又は} \text{処分する自己株式数}}{\text{1株当たり処分金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
 - ② 取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
 - ③ 任期途中で、取締役を退任した場合
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- (3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記（2）にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

③平成19年9月25日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数（個）	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	60（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	186,000（注）2
新株予約権の行使期間	平成21年6月30日～平成25年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 186,000 資本組入額 93,000
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

(注) 1 株式の数の調整

新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株である。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

- ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
- ② 取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
- ③ 定年により、従業員が退職する場合
- ④ 任期途中で、取締役を退任した場合
- ⑤ 従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約

権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

④平成20年10月16日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	136,353(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年10月17日～平成27年10月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 136,353 資本組入額 68,177
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時下を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{行使価額又は1株当たり処分金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社普通株式に係る発行済み株式の総数から当社が保有する普通株式の自己株式の数を除くものとする。

また、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社および当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。
ただし、次の場合はこの限りではない。
 - ① 任期満了により、取締役または監査役を退任する場合
 - ② 取締役または監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
 - ③ 任期途中で、取締役を退任した場合
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続を除く。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記（2）に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	20,200	—	1,048,575	—	458,575

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,200	20,200	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	20,200	—	—
総株主の議決権	—	20,200	—

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	168,000	189,200	221,000
最低(円)	130,100	155,000	172,000

(注) 最高・最低株価はジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は、次の通りであります。

なお、当社は、環境の変化に迅速かつ的確に対応し、効率的な業務運営を行う目的で、平成21年7月1日より執行役員制度を導入しております。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の変動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
常務取締役	執行役員 経営管理部長	常務取締役	—	馬場 豊吉	平成21年7月1日
取締役	執行役員 営業一部長	取締役	営業一部長	加藤 和彦	平成21年7月1日

(ご参考) 上記以外の執行役員は、下記の通りであります。

役名	氏名	職名	就任年月日
執行役員	邨井 望	経営企画室長	平成21年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第9期第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期の四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書はありません。

2 四半期財務諸表の作成方法について

当社の前第1四半期会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表は改正前の「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

3 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,988,859	3,314,627
売掛金	8,808	8,421
前払費用	※1 255,790	※1 274,904
繰延税金資産	43,199	43,199
未収入金	199,340	83,947
その他	4,231	3,734
流動資産合計	3,500,229	3,728,834
固定資産		
有形固定資産	※2 46,490	※2 49,265
無形固定資産	11,209	12,221
投資その他の資産		
投資有価証券	493,568	493,137
その他	67,327	64,702
投資その他の資産合計	560,895	557,839
固定資産合計	618,595	619,327
資産合計	4,118,824	4,348,162
負債の部		
流動負債		
買掛金	78,163	76,372
未払法人税等	63,600	184,724
保証履行引当金	12,542	5,027
賞与引当金	34,848	49,283
前受金	※3 1,500,349	※3 1,650,820
その他	76,455	80,260
流動負債合計	1,765,961	2,046,487
固定負債		
役員退職慰労引当金	37,098	34,182
その他	6,015	6,422
固定負債合計	43,114	40,604
負債合計	1,809,076	2,087,092
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,048,575	1,048,575
資本剰余金	458,575	458,575
利益剰余金	398,820	352,842
株主資本合計	1,905,970	1,859,992
新株予約権	22,062	18,150
少数株主持分	381,716	382,926
純資産合計	2,309,748	2,261,069
負債純資産合計	4,118,824	4,348,162

(2) 【四半期連結損益計算書】

【当第1四半期連結累計期間】

前第1四半期については四半期連結財務諸表を作成していないため記載しておらず、前第1四半期の四半期損益計算書については、当第1四半期連結損益計算書の次に記載しております。

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	750,594
売上原価	369,367
売上総利益	381,227
販売費及び一般管理費	※ 247,300
営業利益	133,926
営業外収益	
受取利息	2,200
営業外収益合計	2,200
営業外費用	
支払利息	68
営業外費用合計	68
経常利益	136,057
税金等調整前四半期純利益	136,057
法人税等	60,674
少数株主損失(△)	△1,210
四半期純利益	76,593

【前第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	567,253
売上原価	277,447
売上総利益	289,806
販売費及び一般管理費	※ 205,083
営業利益	84,723
営業外収益	
受取利息	2,840
その他	3
営業外収益合計	2,844
経常利益	87,567
税引前四半期純利益	87,567
法人税、住民税及び事業税	38,503
四半期純利益	49,063

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

【当第1四半期連結累計期間】

前第1四半期については四半期連結財務諸表を作成していないため記載しておらず、前第1四半期の四半期キャッシュ・フロー計算書については、当第1四半期連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しております。

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	136,057
減価償却費	3,787
株式報酬費用	3,912
保証履行引当金の増減額 (△は減少)	7,515
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△14,434
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	2,916
受取利息	△2,200
売上債権の増減額 (△は増加)	△386
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,791
前払費用の増減額 (△は増加)	19,114
未収入金の増減額 (△は増加)	△115,392
前受金の増減額 (△は減少)	△150,470
その他	△2,601
小計	△110,391
利息の受取額	591
利息の支払額	△68
法人税等の支払額	△180,251
営業活動によるキャッシュ・フロー	△290,120
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増減額 (△は増加)	500,000
有形固定資産の取得による支出	△6,176
敷金の差入による支出	△2,784
投資活動によるキャッシュ・フロー	491,039
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△293
配当金の支払額	△26,393
財務活動によるキャッシュ・フロー	△26,687
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	174,232
現金及び現金同等物の期首残高	2,214,627
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,388,859

【前第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	87,567
減価償却費	4,048
株式報酬費用	2,683
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,365
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	2,742
受取利息	△2,840
売上債権の増減額 (△は増加)	5,390
仕入債務の増減額 (△は減少)	6,907
前払費用の増減額 (△は増加)	20,761
未収入金の増減額 (△は増加)	26,181
前受金の増減額 (△は減少)	35,615
その他	△25
小計	186,666
利息の支払額	385
法人税等の支払額	△113,517
営業活動によるキャッシュ・フロー	73,535
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増減額 (△は増加)	△500,000
有形固定資産の取得による支出	△6,608
無形固定資産の取得による支出	△627
投資有価証券の取得による支出	△491,680
敷金の差入による支出	△256
投資活動によるキャッシュ・フロー	△999,171
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△925,636
現金及び現金同等物の期首残高	2,066,129
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 1,140,492

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成にあたり適用した簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
繰延税金資産の算定方法 当社の繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 前払費用 主として当社が再保証委託先に支払う保証料（支払保証料）及び代理店に支払う紹介料（諸手数料）に係わる前払相当額であります。</p>	<p>※1 前払費用 同左</p>
<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額 34,428千円</p>	<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額 31,653千円</p>
<p>※3 前受金 当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。</p>	<p>※3 前受金 同左</p>
<p>4 偶発債務 保証債務 90,823,990千円 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。なお、これに係る保証債務のうち88,226,060千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。</p>	<p>4 偶発債務 保証債務 93,711,990千円 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。なお、これに係る保証債務のうち92,031,710千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期については連結子会社が存在しなかったため、四半期連結財務諸表を作成しておらず、四半期財務諸表を作成しております。このため、前第1四半期の注記については当第1四半期の注記の次に記載しております。

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
給与手当	90,000千円
賞与引当金繰入額	11,322千円
役員退職慰労引当金繰入額	2,916千円

前第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
給与手当	74,045千円
賞与引当金繰入額	12,934千円
役員退職慰労引当金繰入額	2,742千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期については連結子会社が存在しなかったため、四半期連結財務諸表を作成しておらず、四半期財務諸表を作成しております。このため、前第1四半期の注記については当第1四半期の注記の次に記載しております。

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	2,988,859千円
預入期間が3か月超の定期預金	<u>△600,000千円</u>
現金及び現金同等物	2,388,859千円

前第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	2,190,492千円
預入期間が3か月超の定期預金	<u>△1,050,000千円</u>
現金及び現金同等物	1,140,492千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期連結会計期間末
普通株式(株)	20,200

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当四半期連結会計期間末残高(千円)
			前連結会計年度末	当四半期連結累計期間増加	当四半期連結累計期間減少	当四半期連結会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	22,062	
合計		—	—	—	—	22,062	

(注)当第1四半期連結会計期間末残高のうち、新株予約権を行使することができる期間が到来していない新株予約権の残高は16,531千円であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	30,300	1,500	平成21年3月31日	平成21年6月24日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

当社及び連結子会社の事業は、信用保証事業ならびにこれらの付帯業務の単一事業であります。従って、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 3,912千円

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前第1四半期については連結子会社が存在しなかったため、四半期連結財務諸表を作成しておらず、四半期財務諸表を作成しております。このため、前第1四半期の注記については当第1四半期の注記の次に記載しております。

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
94,354円95銭	92,078円85銭

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	3,791円74銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	3,783円72銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	76,593
普通株式に係る四半期純利益(千円)	76,593
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円)	—
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,200
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (千円)	—
四半期純利益調整額(千円)	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株) 新株予約権	43
普通株式増加数(株)	43
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	—

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	2,428円89銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	2,415円82銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	49,063
普通株式に係る四半期純利益(千円)	49,063
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円)	—
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,200
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (千円)	—
四半期純利益調整額(千円)	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株) 新株予約権	109
普通株式増加数(株)	109
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前事業年度末から重要な変動がある 場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月11日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 勝 又 三 郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 服 部 一 利 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第9期事業年度の第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勝 又 三 郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服 部 一 利 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月13日
【会社名】	イー・ギャランティ株式会社
【英訳名】	e G u a r a n t e e , I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江 藤 公 則
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 執行役員 経営管理部長 馬 場 豊 吉
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【縦覧に供する場所】	イー・ギャランティ株式会社 大阪支店 (大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号) イー・ギャランティ株式会社 九州支店 (福岡市博多区博多駅前四丁目1番1号) イー・ギャランティ株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市西区牛島町六番1号) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長江藤公則及び当社最高財務責任者馬場豊吉は、当社の第10期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。